

奈良県告示第五百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

その関係図面は、奈良県土木マネジメント部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

道路の種類		路線名	占用を制限する区域
一般国道	二五号		山辺郡山添村大字遅瀬（三重県界）から 天理市川原城町（一般国道一六九号合接）まで
	一六五号		橿原市八木町一丁目（一般国道二四号合接）から 宇陀市室生三本松（三重県界）まで
	一六六号		葛城市四条町（一般国道二四号合接）から 橿原市醍醐町（橿原市道奈良橿原線合接）まで
			葛城市竹内（主要地方道御所香芝線合接）から 大和高田市大中南町（一般県道河合大和高田線合接）まで
			葛城市太田（主要地方道御所香芝線合接）から 橿原市曲川町六丁目（一般国道二四号合接）まで
			橿原市四条町（一般国道二四号合接）から 吉野郡東吉野村大字杉谷（三重県界）まで

一六八号				
吉野郡十津川村大字七色（和歌山県界）から				
大和高田市旭北町（一般国道一六五号合接）まで				
大和高田市大中南町（一般県道河合大和高田線合接）から				
葛城市長尾（一般国道一六六号合接）まで				
香芝市北今市（一般県道中和幹線合接）から				
生駒市北田原町（大阪府界）まで				
生駒郡平群町大字椿井（一般国道一六八号バイパス分岐）から				
生駒郡平群町吉新一丁目（一般県道平群信貴山線合接）まで				
奈良市登大路町（一般国道三六九号合接）から				
橿原市兵部町（一般国道二四号合接）まで				
高市郡高取町大字兵庫（主要地方道橿原高取線合接）から				
高市郡高取町大字松山（高取町道清水谷市尾丹生谷線合接）まで				
橿原市小房町（一般国道一六五号合接）から				
吉野郡下北山村大字下桑原（三重県界）まで				
三〇八号				
奈良市宝来町（一般国道三〇八号第二阪奈有料道路宝来ランプ合接）から				
奈良市尼辻町（主要地方道奈良生駒線合接）まで				

主要地方道																			
三〇九号	吉野郡天川村大字川合（主要地方道高野天川線合接）から	御所市大字関屋（大阪府界）まで	三二〇号	五條市釜窪町（一般国道二四号京奈和自動車道五條IC合接）から	五條市須恵一丁目（一般国道二四号合接）まで	三六八号	宇陀郡御杖村大字神末（三重県界）から 宇陀郡御杖村大字神末（三重県界）まで	三六九号	奈良市二条大路南二丁目（一般国道二四号合接）から 宇陀郡御杖村大字神末（三重県界）まで	三七〇号	五條市三在町（一般国道二四号合接）から 奈良市針町（一般国道二五号合接）まで	四二五号	吉野郡下北山村大字上池原（一般国道一六九号合接）から 吉野郡十津川村大字小原（一般国道一六八号合接）まで	奈良生駒線	奈良市大森町（一般県道木津横田線合接）から 生駒市辻町（主要地方道大阪生駒線合接）まで	笠置山添線	奈良市柳生町（一般国道三六九号合接）から 山辺郡山添村大字遅瀬（一般国道二五号合接）まで	大和高田斑	大和高田市北片塩町（一般国道一六五号合接）から

鳩線	生駒郡斑鳩町法隆寺一丁目（一般国道二五号合接）まで
枚方大和郡山線	生駒市高山町（大阪府界）から 大和郡山市本町（主要地方道奈良大和郡山斑鳩線合接）まで
大阪生駒線	生駒市南田原町（大阪府界）から 生駒市辻町（主要地方道奈良生駒線合接）まで
奈良大和郡山斑鳩線	奈良市三条大路五丁目（主要地方道奈良生駒線合接）から 大和郡山市本町（主要地方道枚方大和郡山線合接）まで
桜井田原本王寺線	磯城郡田原本町大字千代（一般国道二四号合接）から 北葛城郡王寺町畠田四丁目（一般国道一六八号合接）まで
桜井明日香吉野線	桜井市大字阿部（一般国道一六五号合接）から 高市郡明日香村大字島庄（一般県道多武峰見瀬線合接）まで 吉野郡大淀町大字増口（一般国道一六九号合接）から 吉野郡吉野町大字橋屋（主要地方道五條吉野線合接）まで
吉野東吉野	吉野郡吉野町大字窪垣内（一般国道三七〇号合接）

線	から 吉野郡東吉野町大字鷲家（一般国道一六六号合接）まで
下市宗桧線	五條市西吉野町城戸（五條市西吉野支所前）から 五條市西吉野町城戸（一般国道一六八号合接）まで
吉野室生寺 針線	吉野郡吉野町大字河原屋（国道一六九号合接）から 吉野郡吉野町大字佐々羅（主要地方道桜井吉野線合接）まで
御所香芝線	葛城市太田（一般国道一六六号合接）から 葛城市當麻（一般国道一六五号合接）まで
樫原高取線	高市郡高取町大字車木（一般県道御所高取線合接）から 高市郡高取町大字兵庫（一般国道一六九号バイパス合接）まで
天理王寺線	磯城郡川西町大字結崎（一般国道二四号合接）から 北葛城郡王寺町本町一丁目（一般国道二五号合接）まで
桜井吉野線	桜井市大字桜井（一般国道一六五号合接）から 吉野郡吉野町大字丹治（主要地方道五條吉野線合接）まで
五條吉野線	吉野郡吉野町大字橋屋（主要地方道桜井明日香吉野線合接）から 吉野郡吉野町大字丹治（主要地方道桜井吉野線合接）まで

								（）まで
	奈良加茂線	奈良市法蓮町（一般国道二四号合接）から 奈良市奈良阪町（奈良市道奈良阪南田原線合接）ま で		天理環状線	天理市岩屋町（一般国道二五号名阪国道天理東ＩＣ 合接）から 天理市豊井町（天理市道北大路線合接）まで		奈良精華線	奈良市秋篠町（主要地方道奈良精華線旧道部分岐） から 奈良市押熊町（奈良市道奈良阪南田原線合接）まで
		奈良市秋篠町（主要地方道奈良精華線旧道部分岐） から 奈良市秋篠町（奈良競輪場前）まで		高野天川線	吉野郡天川村大字川合（一般国道三〇九号合接）か ら 吉野郡野迫川村大字池津川（一般県道川津高野線合 接）まで		橋本五條線	五條市火打町（和歌山県界）から 五條市丹原町（一般国道一六八号合接）まで
	奈良名張線	奈良市高畑町（一般国道一六九号合接）から 山辺郡山添村大字葛尾（三重県界）まで		名張曽爾線	宇陀郡曽爾村大字伊賀見（三重県界）から			

一般県道							
	上野南山城線	谷田奈良線	中和幹線	大和郡山広陵線	天理斑鳩線	田原本広陵線	大和高田御所線
宇陀郡曾爾村大字掛（一般国道三六九号合接）まで	奈良市月ヶ瀬尾山（一般県道月瀬今山線合接）から 奈良市月ヶ瀬桃香野（主要地方道笠置山添線合接）まで	生駒市谷田町（一般県道生駒停車場宛木線合接）から 生駒市山崎町（一般国道一六八号合接）まで	桜井市大字慈恩寺（一般国道一六五号合接）から 香芝市穴虫（一般国道一六五号合接）まで	大和郡山市新紺屋町（大和郡山市道新紺屋豆腐蘭本線合接）から 磯城郡川西町大字結崎（一般県道結崎田原本線合接）まで	天理市嘉幡町（一般国道二四号合接）から 生駒郡斑鳩町法隆寺二丁目（一般国道二五号合接）まで	北葛城郡広陵町大字南郷（広陵町役場前）から 北葛城郡広陵町大字疋相（河合大和高田線合接）まで	御所市大字本馬（一般国道二四号京奈和自動車道御所ＩＣ合接）から 御所市大字玉手（一般県道御所高取線合接）まで

御所高取線	御所市大字三室（一般国道二四号合接）から 高市郡高取町大字車木（主要地方道橿原高取線合接 ）まで
河合大和高 田線	北葛城郡河合町大字池部（主要地方道天理王寺線合 接）から 北葛城郡河合町大字佐味田（主要地方道桜井田原本 王寺線合接）まで
赤滝五條線	吉野郡黒滝村大字桂原（一般国道三〇九号合接）か ら 吉野郡黒滝村大字寺戸（黒滝村役場前）まで
生駒停車場 宛木線	生駒市谷田町（一般県道谷田奈良線合接）から 生駒市俵口町（主要地方道大阪生駒線合接）まで
桜井停車場 線	桜井市大字桜井（ＪＲ桜井駅前）から 桜井市大字桜井（一般国道一六五号合接）まで
多武峰見瀬 線	高市郡明日香村大字島庄（主要地方道桜井明日香吉 野線合接）から 高市郡明日香村大字岡（明日香村道エビス線合接） まで
御所停車場 線	御所市（御所市役所前）から 御所市（一般県道御所高取線合接）まで
室生口大野 停車場線	宇陀市室生大野（近鉄室生口大野駅前）から 宇陀市室生大野（一般国道一六五号合接）まで

五條停車場 線	五條市須恵三丁目（JR五条駅前）から 五條市須恵三丁目（一般国道二四号線合接）まで
矢田寺線	大和郡山市矢田町（大和郡山市総合公園前）から 大和郡山市外川町（一般県道大和郡山環状線合接） まで
椿井王寺線	北葛城郡三郷町三室二丁目（一般県道信貴山線合接） から 北葛城郡三郷町勢野東一丁目（一般県道王寺三郷斑 鳩線合接）まで
王寺三郷斑 鳩線	北葛城郡王寺町藤井二丁目（一般国道二五号合接） から 北葛城郡三郷町勢野東一丁目（一般県道椿井王寺線 合接）まで
結崎田原本 線	磯城郡川西町大字結崎（一般県道大和郡山広陵線合 接）から 磯城郡田原本町大字鍵（一般国道二四号合接）まで
大又小川線	吉野郡東吉野村大字小川（東吉野村道国栖小川線） から 吉野郡東吉野村大字小川（主要地方道吉野東吉野線 合接）まで
大台河合線	吉野郡上北山村大字河合（吉野土木事務所工務第二 課前）から 吉野郡上北山村大字河合（一般国道一六九号合接） まで

上池原下桑 原線	吉野郡下北山村大字寺垣内（一般国道四二五号合 接）から 吉野郡下北山村大字下桑原（一般国道一六九号合 接）まで
信貴山線	北葛城郡三郷町東信貴ヶ丘一丁目（一般県道椿井王 寺線合接）から 北葛城郡斑鳩町龍田西八丁目（一般国道二五号合 接）まで
大和郡山環 状線	奈良市石木町（主要地方道枚方大和郡山線合接）か ら 大和郡山市小林町西三丁目（一般国道二五号合接） まで
中筋出作川 合線	北葛城郡上牧町大字上牧（上牧町役場前）から 北葛城郡上牧町大字下牧（主要地方道桜井田原本王 寺線合接）まで
平畑運動公 園線	吉野郡大淀町大字桧垣本（大淀町道西部六六号線合 接）から 吉野郡大淀町大字桧垣本（大淀町道西部一一九号線 合接）まで
川津高野線	吉野郡野迫川村大字北股（野迫川村役場前）から 吉野郡野迫川村大字池津川（主要地方道高野天川線 合接）まで
木津横田線	奈良市油阪町（一般国道三六九号合接）から

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限を開始する期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設を除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の区域外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限を開始する期日

平成三十一年四月一日